○農林水産省告示第　　号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

都道県名	港名
北海道	厚岸港、釧路港、十勝港、根室港
青森県	八戸港
岩手県	大船渡港

宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港
千葉県	勝浦港、銚子港、松部港
東京都	神津島港、東京港
神奈川県	川崎港、三崎港、横須賀港、横浜港
静岡県	大井川港、御前崎港、清水港、下田港、焼津港
和歌山県	勝浦港、串本港
愛媛県	深浦港
高知県	甲浦港、高知港、佐賀港
長崎県	長崎港
宮崎県	油津港、川南港、都農港、外浦港、目井津港、細島港、宮崎港、門川港
鹿児島県	鹿児島港、串木野港、枕崎港

沖縄県
糸満港、泊港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。